京都大学野生動物研究センター規程新旧対照表

	ヒング 焼性 利 旧 刈 照 衣
改 正 前	改 正 後
(前 略)	
(研究部門)	(研究部門)
第6条 野生動物研究センターに、次に掲げる研究	第6条 野生動物研究センターに、次に掲げる研究
部門を置く。	部門を置く。
比較認知科学研究部門	
動物園科学研究部門	
保全生物学研究部門	
人類進化科学研究部門	
健康長寿科学研究部門	
	陸圈保全研究部門
	水圈保全研究部門
	動物福祉研究部門
	分子保全研究部門
(後略)	
	附則
	この規程は、令和4年4月1日から施行する。